

第 2 4 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤  
職務代理者副区長

( 提案理由 )

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部中66の3の項を66の5の項とし、66の2の項を66の4の項とし、66の項の次に次のように加える。

66の2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	34,100円	許可申請のとき。
66の3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	12,400円	更新申請のとき。

別表第2の2保健衛生の部71の項の次に次のように加える。

71の2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証書換え交付手数料	2,400円	書換え交付申請のとき。
------	--	------------------------------	--------	-------------

別表第2の2保健衛生の部72の項の次に次のように加える。

72の2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可証再交付手数料	3,400円	再交付申請のとき。
------	---	----------------------------	--------	-----------

別表第2の4建築の部1の項中「確認申請1件」を「、確認申請1件」に、「第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する」を「第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)を行う」に、「1の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「同法」を「加えた額、同法」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「して建築物を建築」を「して建築物を増築」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同部1の2の項を次のように改める。

1の2	建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査手数料の額は、特定建築基準適合審査を行う部分の床面積に応じ、次に掲げる額 イ 1,000平方メートル以内のもの 156,000円 ロ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メ	確認申請のとき。
-----	---	---------------	--	----------

			ートル以内のもの 209,000 円 ハ 2,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 240,00 0円 ニ 10,000平 方メートルを超 え、50,000平 方メートル以内の もの 319,0 00円 ホ 50,000平 方メートルを超え るもの 587, 000円	
--	--	--	--	--

別表第2の4建築の部6の項及び9の項中「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転し」に改め、同部14の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同部14の2の項中「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「1の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「建築基準法第87条の2」を「同法第87条の2」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し」を「同一敷地内において移転し」に改め、同部14の3の項を次のように改める。

14の3	建築基準法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査 手数料の額は、特定建 築基準適合審査を行う 部分の床面積に応じ 、次に掲げる額 イ 1,000平方 メートル以内のも の 156,00 0円 ロ 1,000平方	計画通知のとき。
------	--	---------------	--	----------

			メートルを超え、 2,000平方メ ートル以内のもの 209,000 円
			ハ 2,000平方 メートルを超え、 10,000平方 メートル以内のも の 240,00 0円
			ニ 10,000平 方メートルを超え 、50,000平方 メートル以内のも の 319,00 0円
			ホ 50,000平 方メートルを超え るもの 587, 000円

別表第2の4建築の部14の8の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転し」に改め、同部14の9の項及び14の10の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同部14の11の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に、「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「を移転し」を「を同一敷地内において移転し」に改め、同部14の12の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同部14の13の項から14の15の項までの規定中「第18条第18項」を「第18条第20項」に改め、同部14の16の項中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同部30の3の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同部30の4の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、

同部 30 の 5 の項中「第 67 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 67 条の 3 第 9 項第 2 号」に改め、同部中 41 の 4 の項を 41 の 5 の項とし、41 の 3 の項の次に次のように加える。

41 の 4	建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	28,000 円	認定申請のとき。
--------	--	---------------	----------	----------

別表第 2 の 4 建築の部 51 の項中「及び 2」を「から 3 まで」に、「又は 2 のイ」を「、2 のイ又は 3 のイ」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について 14 の 3 の項」を「当該部分ごとに 1 の 2 の項」に、

「

<p>2 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合</p> <p>イ 100 平方メートル以内のもの 16,000 円</p> <p>ロ 100 平方メー</p>
---

」

「 | 2 1 以外の場合 | 」を

トルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円  
ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円  
ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円  
ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円  
ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円  
ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 828,000円  
チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,132,000円  
リ 30,000平方メートルを超えるもの 1,373,000円  
3 1 及び 2 以外の場合

に改め、

同部 5 2 の項中「又は 2 のイからりまで」を「、 2 のイからりまで又は 3 のイからりまで」に、「又は 2 のイに」を「、 2 のイ又は 3 のイに」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準

適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について14の3の項」を「当該部分ごとに1の2の項」に改め、同部55の項及び56の項中「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について14の3の項」を「当該部分ごとに1の2の項」に改め、同部に次のように加える。

57	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
----	---	--	----------	----------

#### 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の2保健衛生の部の改正規定並びに同表の4建築の部51の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について14の3の項」を「当該部分ごとに1の2の項」に改める部分を除く。）同部52の項の改正規定（「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う」に、「一の建築物について14の3の項」を「当該部分ごとに1の2の項」に改める部分を除く。）及び同部に次のように加える改正規定 平成27年4月1日

( 2 ) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 7 年 6 月 1 日